6 合町合併協議会開催

とき ところ KKRホテル熊本 平成19年7月30日 月

議員専門部会へ付託された事項のうち、承認を受けた「農業委員会の委員の定数

て会長へ報告がありました。 及び任期の取扱い」と提案のあった「議会の議員の定数及び任期の取扱い」につい

今回は8件の協議項目が提案(5~7ページの第7回協議会参照)されました。 また、前回提案と継続審議となった13件の協議項目のうち11件が承認されたほか、



報 告 事 項

▼第4回議員専門部会報告 ••••••

り協議会に報告しました。 及び任期の取扱いについては、 協議第7号 農業委員会の委員の定数 次のとお

業委員会の改選時に見直し再編する。 任期等は従前のまま存続する二つの農業 の区域で、農業委員会の委員の定数及び 委員会を置く。平成23年7月の熊本市農 定を適用し、平成23年7月までそれぞれ 協議第6号 農業委員会等に関する法律第34条の規 議会の議員の定数及び任

2

③定数特例を適用する。さらに、合併後 ②定数特例を適用する。 ⑴定数特例及び在任特例は適用しない。 でに、各委員が検討を行うこととしました。 期の取扱いについては、次の5案を提案 したことを協議会に報告しました。 なお、今後開催される議員専門部会ま 数特例を適用する。 最初に行われる一般選挙においても定

新市の議員の定数や任期にかかる特例措置 〇定数特例 が設けられています。 が、合併特例法では、激変緩和措置として 議会の議員はその身分を失うのが原則です 編入合併の場合、編入される旧市町村の 定数特例を適用する。

〇在任特例 に、合併後最初に行われる一般選挙におい けて増員選挙を行うことができます。さら ても定数特例が適用できます。 編入される旧市町村の区域で選挙区を設

市町村の議員の残任期間、引き続きその議 編入される旧市町村の議員は、編入先の

> 定数特例を適用できます。 員として在任することができます。さらに、 合併後最初に行われる一般選挙においては、

承認された項目

○次のとおり取り扱うものとして承認さ 協議第19号 れました。

熊本市の区域内の町名については、 行どおりとします。

> 除します。(左表参照) 現行の大字名から「大字」の文字を削

■富合町の区域については、「下益城郡富

合町」を「熊本市富合町」に置き換え



町名・字名の取扱い 現

新表記 000 熊本市富合町

富合地域の町名一覧

今町の町名は 能本市

⑤在任特例を適用する。さらに、合併後

最初に行われる一般選挙においては、

④在任特例を適用する。

現町名	合併後町名	現町名	合併後町名
下益城郡 富合町大字榎津	熊本市富合町榎津	下益城郡 富合町大字菰江	熊本市富合町菰江
下益城郡 富合町大字大町	熊本市富合町大町	下益城郡 富合町大字志々水	熊本市富合町志々水
下益城郡 富合町大字御船手	熊本市富合町御船手	下益城郡 富合町大字釈迦堂	熊本市富合町釈迦堂
下益城郡 富合町大字椛江	熊本市富合町硴江	下益城郡 富合町大字新	熊本市富合町新
下益城郡 富合町大字上杉	熊本市富合町上杉	下益城郡 富合町大字杉島	熊本市富合町杉島
下益城郡 富合町大字清藤	熊本市富合町清藤	下益城郡 富合町大字田尻	熊本市富合町田尻
下益城郡 富合町大字木原	熊本市富合町木原	下益城郡 富合町大字西田尻	熊本市富合町西田尻
下益城郡 富合町大字小岩瀬	熊本市富合町小岩瀬	下益城郡 富合町大字平原	熊本市富合町平原
下益城郡 富合町大字莎崎	熊本市富合町莎崎	下益城郡 富合町大字廻江	熊本市富合町廻江
下益城郡 富合町大字古閑	熊本市富合町古閑	下益城郡 富合町大字南田尻	熊本市富合町南田尻
下益城郡 富合町大字国町	熊本市富合町国町	※番地は現行どおりです。	